

中世東国における「兵糧」の展開

久保 健一郎

はじめに

筆者はこれまで、戦国時代における兵糧を、戦争経済という切り口からさまざまに論じてきた。それは、具体的には、兵糧の社会的重要性⁽¹⁾、兵糧の売買・貸借・調達⁽²⁾、兵糧の存在形態（モノとしての兵糧・カネとしての兵糧⁽³⁾）等々であり、もっぱら北条領国を中心とした検討であった。

ここで、原点に立ち帰ってみると、兵糧は戦争における最重要物資のひとつである。だが、中世は戦国時代にかぎらず、戦争がたいへん多かった時代である。してみれば、中世を長い射程で見通して、兵糧の問題を考えてみる必要があるのではないか。また、兵糧の問題には地域性はないのか。一般化できる問題と地域独自の問題など、ただちに一般化できない問題があるとすれば、それに注意しながら議論をしていく必要があるのではないか。

そこで本稿では、中世における「兵糧」の検討を行おうと考えるが、いきなりこれで列島全体を対象とするには蓄積が不十分であるので、地域としては、これまでからはやや広げ、東国とする。もっとも、中心に据えるのは関東であるので、北条領国から少し広がっただけではないかという訝りはあるかもしれない。ただ、関東と密接な関係にある伊豆・駿河・甲斐・越後なども視野に入れつつ検討を行いたい。

ついで検討の内容であるが、「兵糧」あるいは「兵糧」という文に注意しつつ、必要に応じて「糧米」「城米」等の文言も取り上げたい。文言に注意するのは、「兵糧」なるものへの人びとの意識、考え方、その変遷などが、文言の使われ方と密接に関連していると考えられるからである。また、史料としては、一次史料である古文書を用いる。これまで筆者は、意識的に古文書による検討を行い、多くの事例を得られると予想される軍記物等は、あえて用いなかった。もちろん、軍記物等も史料批判を経ることによって有用であること

は明らかだが、まずは古文書における、いわば表舞台^④の世界の実態をおさえることが重要であると考えるからである。

一 鎌倉―室町時代の状況

まず鎌倉時代であるが、東国についての古文書では、「兵糧」がほとんど見あたらなかった。ほとんど、としたのは、視野に入れていた越後で一例が得られたからである。これは、建久八年五月日付白河荘年々作田注文案^⑤で、治承四年に「内検所当米」を「兵糧」として弁済したことが記されている。ここには治承四年が「乱始」と述べられているように、治承・寿永内乱という大きな戦争にあたって荘園から「兵糧」が徴収されたことが示されているのである。

ここで、本格的な検討は後日を期したいが、東京大学史料編纂所公開用データベース内の『鎌倉遺文』フルテキストデータベースから、「兵糧」「兵糧」を検索してみると、四八例が得られた。うち一例は、先に示した建久八年の史料である。『鎌倉遺文』の全容といえ、三万数千通の古文書であるわけだから、そのうち四八例しか事例がないということは、極端に少ないには違いない。ただ、少ないながらもこれらはある程度まとまって出てくる傾向がある。そのまとまりとは、大方が予想されるかもしれないが、治承・寿永内乱、承久の乱、モンゴル襲来の前後である。建久八年の事例も、治承・寿永内乱に関するものであった。それぞれ、のつびきならない戦時

に当たって、「兵糧」が問題とされても何の不思議もない。それどころか、もつと問題にされてもよいほどである。してみると、「兵糧」に関する史料が全体としても少ないのは追求されるべきであるし、東国においてほとんど見られないのは、いわずもがなである。

もつとも、東国における鎌倉時代の史料はたいへん数が少ない。これを考慮すれば、『鎌倉遺文』全体における四八例とほとんど条件は同じという見方もありうるであろう。いずれにせよ、鎌倉時代において、政治・社会に重要な影響を与えた戦時に当たって、「兵糧」がほとんど見えないことにまず留意しておかなければならない。

では南北朝時代はどうか。この内乱状況のなかで、室町幕府から半済令が出され、荘園年貢の半分が兵糧料とされることは周知だが、この半済令については、小林一岳氏が地域の側から戦費としての「半済」がまず成立したことを論じている^⑥。また、前稿でも触れたところだが、小林氏や、小林氏の説を受けた高橋典幸氏は「兵糧」を文字通りのそれとして食糧と限定せず、戦費や在地における富のように、幅広く捉えることによって、一歩進んだ議論の展開に成功した^⑦。このような「兵糧」を前稿ではカネとしての兵糧と呼び、これに対して食糧である文字通りの「兵糧」をモノとしての兵糧と呼んだわけである^⑧。

こうした点を前提として、以下見ていこう。管見に入ったのは、①建武五年五月廿七日付松井兵庫丞（允）充て今川範国書下写、②建武五年三（五カ）月廿七日付松井八郎（助宗）充て今川範国書下

写^⑩、③（暦応二年カ）充所欠山内経之書状^⑪、④（興国元年カ）正月廿二日付結城大蔵大輔（親朝）充て北畠親房御教書^⑫、⑤（興国元年）四月三日付結城大蔵大輔（親朝）充て北畠親房御教書^⑬、⑥暦応四年十月廿日付佐竹弥次郎充て某奉書^⑭、⑦（興国二年十二月カ）充所欠北畠親房御教書^⑮、⑧（興国三年）五月廿六日付阿蘇大宮司（宇治惟時）充て北畠親房御教書案写^⑯、⑨（興国三年八月カ）充所欠北畠親房訓戒^⑰、⑩（興国四年）五月六日付結城修理権大夫（親朝）充て範忠書状^⑱、⑪（興国四年）五月廿五日付結城修理権大夫充て右衛門権少将書状^⑲、⑫（興国四年）八月卅日付白河修理権大夫（結城親朝）充て春日顕国書状^⑳、⑬観応二年八月廿五日付小山四郎充て高階某奉書^㉑、⑭延文二年六月十一日付色部遠江守充て芳賀高家奉書^㉒である。

①・②・⑥・⑬・⑭は「兵糧所」「兵糧料所」の充行や預置であるから、在地の富を戦費としておさえたものといえる。③～⑤・⑦～⑫はいずれも南朝方の東国における軍事活動に関わるものである。③は南朝方と戦うべく常陸へ向かう山内経之が、「ひやうらまい」^③兵糧米の調達を依頼しているものであり、食糧であることは明らかである。④は「凶徒」の「兵糧之道」を断つと述べており、敵の食糧補給を遮断する意とみてよからう。⑤は敵が要害を構えた上に「兵糧」が尽きないことを懸念しており、籠城する敵の食糧とみてよい。⑦は「兵糧等用意」「兵糧尽たる事も不候」「云要害、云兵糧用意」と見え、いずれも実際の籠城に当たって用意されたり、尽き

ることがないとされたりしていることから、食糧としての「兵糧」と考えて間違いない。⑧は「於此方城々者、云要害云兵糧等用意、縦雖送年月、不可有子細候」と述べており、味方の城々が長期の戦いを経ても問題ない条件の一つとしてあげられていることから、同様に考えてよい。⑨は「兵糧」の蓄えがないと述べているので、食糧とみてよい。⑩は「当城」において「地下用意之兵糧」が前月のうちにすでに「払底」してしまったことや、大宝辺では「兵糧」が「闕乏」していることが述べられている。籠城戦における「払底」「闕乏」という表現は、食糧にこそふさわしいであろう。⑪は大宝城のために「兵糧」を遣わしてくれたことに対し、「闕如」していたところたいへんありがたいと礼を述べている。籠城戦で不足し、補充されたものであるから、これも文字通りの「兵糧」である。⑫は「城中」「当城」の「兵糧」が「難義」「難儀」と述べており、籠城戦での食糧欠乏のことを指しているとみて間違いない。

以上見たところからは、南北朝の東国においては、実際の戦争においてモノとしての兵糧が多く現れてくるが、カネとしての兵糧も数が多いとまではいえないが、少しずつ現れてきており、着実に根づいてきている有様がうかがえる。

さらに、室町時代を見よう。室町時代の東国といえば、周知の通り、禪秀の乱、永享の乱、結城合戦などを経て、ついには享徳の大乱に至る。まさに戦争、もしくは臨戦態勢続きといった観があるのだが、「兵糧」文言の状況はどうか。

管見に入ったのは、^⑮正長元六月九日付関隼人佑（助義）充て千坂信高施行状、^⑯永享十二年十月十五日付伊勢守（伊勢貞国）充て仙波常陸介書状写、^⑰寛正三年十一月廿三日付長尾四郎右衛門尉（景信）充て堀越公方家奉行人連署奉書案、^⑱（寛正三年）十二月七日付左馬頭（足利政知）充て足利義政御判御教書案写、^⑲同日（寛正三年十二月七日）付同（左馬頭（足利政知））充て足利義政御判御教書案写、^⑳同日（寛正三年十二月七日）付左馬頭（足利政知）充て足利義政御判御教書案写、^㉑同日（十一月廿七日）付同人（木戸三郎実範）充て足利義政御内書写、^㉒十一月廿七日付左兵衛督（洪川義鏡）充て足利義政御内書写、^㉓文正元十月十九日付地藏院門跡雜掌充て室町幕府奉行人連署奉書であるが、^⑰～^⑳は密接に関連している。

^⑮は、千坂信高なる人物が、越後奥山庄内「関沢跡」を、「兵糧料所」として「黒川殿代」に打ち渡すとしたものである。カネとしての兵糧としてよからう。^⑯は、結城合戦に当たって、仙波常陸介が室町幕府政所執事伊勢貞国に対し、諸將の意見を報告したものである。仙波は幕府軍の軍奉行的存在とされている。^⑰「兵糧」については、いずれも結城城籠城側のこととして、「兵糧限」「兵糧以下限」「兵糧無用意」等と見え、籠城側の兵糧には限界がある、あるいは不足しているとの認識のもと、攻撃をかけるか否かの意見が述べられており、明らかにモノとしての兵糧である。

^⑰～^⑳は、享徳の乱と関連している。すなわち、足利成氏と上杉

一族との抗争に当たり、室町幕府は後者を支持し、成氏に代わる鎌倉公方とするために、將軍義政の異母兄弟である政知を送り込むが、その政知および彼に付せられた洪川義鏡と上杉氏との間に対立が生じた。^⑰～^⑳では、「兵糧料所」の預置に関して、堀越公方側の措置がごとごとく幕府將軍義政によって覆され、上杉氏の言い分が通されている。^㉑・^㉒も詳細はわからないが、享徳の乱に当たって義政が木戸実範なる人物に「松田左衛門尉跡」を「兵糧料所」として預置いたことが示されており、同様の問題を孕んでいる可能性がある。 ^⑰～^⑳での「兵糧」はすべて「兵糧料所」「兵糧料」と見え、これらは戦費抛出のためと位置づけられているわけであって、カネとしての兵糧の事例といえよう。

^㉓は、朝日近江守なる人物が、伊豆国宇加賀・下田両郷を「兵糧料」と号して違乱したことに對し、室町幕府が停止を命じたものであり、これは朝日の主張であって、実際は何に用いられるものか明らかでないが、「兵糧料」と理由づけて、在地の富を吸収しようとしているわけであり、カネとしての兵糧の事例といえる。

以上、事例は必ずしも多くないが、鎌倉～室町時代の東国における「兵糧」を検討してきた。そこで、先学の説に学びながら、当該期の「兵糧」について改めて考えてみよう。

治承・寿永の内乱が戦場の広がりとしても、参加した人員の多さとしても、日本史上未曾有の規模の戦争であったことは、川合康氏が指摘したところである。そしてその未曾有の規模の戦争から起ち

上がり、形成されたのが鎌倉幕府であった。したがって、鎌倉幕府にとつては戦時体制においてつくられた地頭制や御家人制といった制度を、いかに平時のものとして定着させるかが課題であり、奥州合戦などを通じ、これに成功したといえる。⁽³³⁾

それに続く、大規模な内乱はいうまでもなく南北朝内乱である。

この内乱では、先に述べたように、地域社会における「半済」が、室町幕府の半済令に連なっていくとされるのであり、戦時に成立した制度が平時に定着させられていくといえる。⁽³⁴⁾ 言い方を少し変えよう。戦費としての「兵糧」を年貢から控除する「半済」というやり方は、地域社会に深く食い込んできた戦時体制から生まれたが、これを上から捉え返した室町幕府は、「兵糧料」の名のもとに荘園年貢の半分をおさえる制度を、平時にまで定着させたのである。

これらは、いわば地域社会の富を、戦争を契機として「兵糧」化し、軍事主体の側に吸い上げるものであった。この限りでは、それらは戦時体制のみに存在するはずであったが、平時にまで定着させられた。

これを可能にしたのは、まずは、戦争の規模が巨大であったことによるであろう。ただ、それだけで軍事主体がやすやすと「兵糧」を得られるものではあるまい。戦争の規模が巨大であることの前提には、地域社会の富をめぐる紛争が深化していたことが考えられるし、その結果、地域社会に展開する戦争のなかからは、小林氏が指摘する「半済」のように、地域社会の側から「兵糧」を生み出すこ

ともなった。このような、地域社会、在地の側からの契機があるからこそ、地域社会の富の「兵糧」化が進んだ。史料は乏しくも⁽¹⁷⁾ ②で享徳の大乱を契機として「兵糧料所」「兵糧料」の問題が起きていることなどから、東国においても着実にこの事態は進行していたと考える。

以上、述べてきたところは、筆者が前稿で論じた「カネとしての兵糧」である。では、食糧であるところの「モノとしての兵糧」はどうか。モノとしての兵糧が問題になるのは、カネとしての兵糧よりも、より戦争に即してのことであるのは言を俟たない。平時においてモノとしての兵糧を徴収することがあるとしても、それは戦争に備えることである。また、折に触れ述べている「兵糧」が戦争の最重要物資の一つ、というのはもちろんモノとしての兵糧についてである。

してみれば、大きな内乱や戦争において、「兵糧」は多く見られてしかるべきではないのか。しかし、古文書の検索結果は必ずしもそうではない。モノとしての兵糧なしに戦争が遂行できるわけもなく、最重要物資であったことは間違いなく、その理由は何か。かつて正面からしばしば論じ、本稿でも後に触れることになるが、戦国時代の戦争では実に盛んに登場するではないか。

残念ながら、確証を得られる史料はない。だが、考えてみる必要がある第一の事柄は、戦争そのもののあり方である。モノとしての兵糧の調達・輸送・配給などが、戦争のなかに確固たる位置づけを

得ていないのではないか。それゆえに、それらを命じたり、確認したりする文書がないのではないか。兵糧の調達は随時、戦場の近隣やそこへ至る沿道に賦課され、輸送に関しても統一されず、配給がされるどころか自弁に任されるといった、素朴かつ粗放な実態が想定されるのである。

先に挙げた事例のうち、モノとしての兵糧は籠城に関わって多くみられたことは示唆的である。すなわち、いずれも籠城側の「兵糧」が充足しているか不足しているかが問題とされており、それが戦争の帰趨に関わると認識されていることが明らかだが、状況の後追いのように述べられているに過ぎず、積極的にどう処置するかといったことはほとんど述べられていない。わずかに④で敵の「兵糧之道」を断つことが述べられているくらいである。つまり、「兵糧」は戦争において最重要物資であるにもかかわらず、戦術・戦術に積極的に組み込まれていない、戦争のなかに確固たる位置づけを得ていないのである。³⁵では、戦国時代においてはどのようなかを章を改めて検討しよう。

二 戦国時代の状況

戦国時代の北条領国におけるカネとしての兵糧・モノとしての兵糧については、前稿でその錯綜について論じた。すなわち、戦争状況の拡大・深化のなかで、「兵糧」はカネとしての兵糧・モノとし

ての兵糧のいずれの側面をも示していくということである。³⁶

だが、錯綜しない場合をも考えることで、錯綜の意義もより明確になるし、鎌倉時代から見通していく筋道もおさえやすくなるであろう。以下、カネとしての兵糧・モノとしての兵糧の区別を意識して、検討していくことにする。まず、北条領国以外で検討する。北条領国は、筆者の兵糧論をかたちづかった中心であり、事例の数もたいへん多いので、あえて先入観を捨てて東国の「兵糧」を見ずえるためである。

検討結果は、モノとしての兵糧がカネとしての兵糧よりはるかに多かった。いくつかの事例を挙げておこう。①永祿八年霜月十五日付太山因幡守充て佐竹義重判物写³⁷では、木田余へ「兵糧」を「指籠」とあるので、モノとしての兵糧であることが明らかである。②元亀四年十一月朔日付駒井肥前守充て武田家条目写³⁸では、「兵糧・武器・着替衣装之外、無用之荷物、禁物之事」とあり、荷物として具体的に武器や着替えの衣装と併記されているのだから、食糧として携行されるモノとしての兵糧である。③（天正二年）四月十三日付木戸伊豆守（忠朝）他充て上杉謙信書状³⁹では、来秋までの「兵糧・玉葉以下迄」申し付けるとか、船で「兵糧」を送り入れるとか、敵に妨げられては「兵糧」が入らないなどと、具体的に述べているところからは、モノとしての兵糧とみて間違いない。④（天正五年カ）三月廿八日付河田豊前守（長親）他充て梶原政景書状写⁴⁰では、伊勢崎の地では「南方」（北条氏）より普請が命じられ、「兵糧以

「下」も差し越されるらしいとのことで、具体的な物資として引き合
いに出されているから、これもモノとしての兵糧とみられる。㉔十
月十三日付板屋古瀬右馬允充て武田信玄書状^㉔では、「兵糧米」を軽
微ながら「合力」することを命じたというのだから、疑いなくモノ
としての兵糧である。これらは、いずれも戦争に関わって現れてい
ることに留意しておこう。^㉔

ついで、カネとしての兵糧の事例を見よう。①永禄十三年三月六
日付横田郷代官九郎丞充て里見義堯朱印状^㉕では、「兵糧五十俵」を
「かのへ午之年」に預けたこと、よくよく奔走して貸すべきことが
述べられている。これは筆者が何度か論じた「兵糧貸し」の事例で
あることは明らかである。「兵糧五十俵」は、大名が代官に預け、
代官はそれを元手として貸し付けを行い、利殖を図る。利益は一部
を代官が得て、大名もまた得る仕組みである。このようなわけで、
ここでの「兵糧」は明らかに利殖手段であって、カネとしての兵糧
といえるのである。②三月六日付矢薩（矢沢頼綱）充て真田昌幸書
状^㉖では、「牢人衆」を扶持するために「御城米」を渡すとある。「御
城米」が城に備蓄されている米であることは間違いないであろうか
ら、ここでは「兵糧」に準じて考えよう。だとすれば、それが扶持
として給与されるわけであるから、カネとしての兵糧にも準じて考
えることができるであろう。

北条領国以外の東国で、モノとしての兵糧・カネとしての兵糧の
双方が見られ、しかもモノとしての兵糧の方がはるかに多かったわ

けだが、ではモノとしての兵糧から、さらに知りうることはあるだ
ろうか。

【史料一】

（龍朱印影）

不出馬間之普請并番手之事、令免許畢、以爰小諸之定普請、并
如今度此口出陳之時分、從小諸之兵糧運送等、堅可被相勤候、
但以夫丸受用之時者、無用者也、仍如件、

（永禄三年）
庚申

十月廿二日

大井左馬允殿^㉗

【史料二】

定

今度御尋之鎖張進上、一段御悦喜二候、為其御褒美、門前三人
之分、御普請并兵糧運送等之役、被成御免許者也、仍如件、

元亀元年^庚

三枝勘解由左衛門尉

奉之

九月廿三日

西光寺

（龍朱印）

【史料一】【史料二】ともに武田家朱印状（【史料一】は写し）で
ある。【史料一】では出陣にあたって、小諸よりの兵糧運送等を堅
く相勤めるように命じている。【史料二】では「鎖張」を進上した
褒美として、普請と兵糧運送等の役を免除している。これらからは、
大名によって、兵糧運送が「役」として設定されていることが明ら

かである。すなわち、モノとしての兵糧をいかなるかたちで戦争に活用するかが、あらかじめ明確に位置づけられているのである。これは、少なくとも兵糧自弁のみの軍隊ではありえないことであるのは、いうまでもないであろう⁽⁴⁸⁾。

また、こうした役が成立しているからこそ、モノとしての兵糧を一度に大量に運送することが可能となり、大規模な兵糧の搬入作戦がみられることになる。先にあげた⁽⁴⁹⁾で上杉謙信が、船三十艘による兵糧搬入に触れていることなどは、明らかにそのような作戦が行われていたことを示しているよう。実は、これについては、北条側の証言がある。すなわち、(天正二年)五月四日付白川(義顕)充て北条氏繁書状⁽⁴⁹⁾では、上杉輝虎(謙信)が出張して東上州に在陣し、四月十日に桐生城へ兵糧を入れようとしたのを察知し、軍勢を差し向けて妨害したことが成功して、一粒も城中へ入れさせなかつたと述べており、北条側からすれば、まさにそのように遠目から見ても取れる大規模な兵糧搬入作戦だったことが裏づけられるのである⁽⁵⁰⁾。

ただし、役と運送・作戦の事実との因果関係としては、兵糧の大量の運送、大規模な搬入作戦が必要となったために、兵糧運送役が成立したとも考えられる。いずれにせよ、戦国時代もなかばを過ぎ、戦争のひとつひとつが、強大な大名同士の衝突により大規模かつ長期化していくにしたがい、モノとしての兵糧が戦争のなかでより重要視され、確固たる位置づけを得ていったこと、それはまた役賦課として大名の政策のなかに構造化されていったことが明らかである

と考える。

このような、いわば戦争におけるモノとしての兵糧の深化は、北条領国においてもみられるであろうか。以下、かつて調達や流通とのかかわりで触れたことと重複する点もあるが⁽⁵¹⁾、煩をいとわず検討しよう。

【史料三】

明日吉原川内へ兵糧可入候間、其地之船扱而上へ上、石巻代相談、吉原河東ニ可積置候、然者敵今日千計手を分、興津口を上へ上候間、富士口其口之可為行歟、当陣城□、如何ニも堅固候間、明日人衆を富士川端へ打出、可及指引候、其元可入精候、吉原海際人之不渡様ニ、能々□切船渡一三味ニ致之可置候、万端可入精□、仍如件、

(永祿十二年)

巳 (虎朱印)

正月晦日

石巻 奉

太田四郎兵衛殿

鈴木弾右衛門尉殿

矢部将監殿⁽⁵²⁾

【史料四】

一宮正木藤太郎逼迫候間、合力候、今廿三日より四・五・六、四日之間ニ、兵糧支度出来次第、百四十俵一宮へ遣、正木代自旗本之檢使兩人之請取状を、可被取候、仍如件、

追而彼兵糧、用ニ立様ニ可被申付候、

(天正三年乙)
八月廿三日 虎印

左衛門太夫殿⁵³⁾

【史料三】は武田氏の駿河侵攻後、甲相駿三国同盟が破綻し、駿河伊豆国境方面での緊張が高まっているなか出された北条家朱印状である。やや意味の取りにくい部分もあるが、「吉原川内」へ兵糧を入れるので、「其地」の船を「払而」＝すべて川上に向かわせて、「吉原河東」にその兵糧を積み置くように、との指示がされている。これにあたって敵兵が千人ばかり行動を起こしており、おそらくは兵糧搬入を察知しての妨害目的とみなされる。船のすべてが何艘か明らかではないが、千人の敵が妨害に当たるところなどからみても、相当な数であり、大規模な作戦行動であったことが推定される。

【史料四】は上総一宮城の「逼迫」に対処するために出された北条家朱印状（写し）である。兵糧の支度ができ次第、百四十俵を遣わすという。この数量のみからいっても、かなり大規模であるといえる。また、おそらく同年のものとみられる同日付の桑原五郎左衛門尉充て北条家朱印状写⁵⁴⁾もあり、「一宮へ之兵糧三俵」を持参するように命じている。ここからは、百四十俵の兵糧がはじめからまってしまうどこかにあるのではなく、各地から集められている状況がうかがえる。これらは受け渡しの際に「請取」も発給されてチェックが徹底されているのである。さらに、やはり同年とみられる八月廿八日付の清水上野入道（康英）充て北条氏政書状写⁵⁵⁾では、「敵之兵

糧」を刈り取って一宮へ「籠置」くように命じており、大規模な兵糧搬入を補完するものとして、敵地での調達が企図されている。これらの一宮城への兵糧搬入をめぐる有様からは、兵糧が大規模かつ入念な仕組みで戦争のなかに位置づけられていることがわかるのである。

このような兵糧の大規模な搬入は、当然のことながら大規模な運送によって可能となる。それはどのように実現されるのか。

【史料五】

小泉へ運送候兵糧、自忍領巨海へ相移儀不可有異儀候、以此印判申断、無相違可被通者也、仍如件、

天正十二年甲

六月十四日

(虎朱印)

富岡対馬入道殿⁵⁶⁾

石巻左馬允^{奉之}

【史料五】は上野の国人・国衆である富岡秀高に充てた北条家朱印状である。小泉は富岡の本拠だが、そこへの兵糧の移送については、まずは忍領から巨海へ運ぶことを認めている。「此印判」＝【史料五】自体を提示することによって、通行が保障されており、【史料五】は過書としての機能を有している。前稿でも指摘したように、国人・国衆も独自の兵糧移動制御を行っていたが、戦時には大名たる北条氏がその上位に立つ制御を行うことになる。【史料五】が兵糧運送にあたっての過書であるということは、裏返せば北条氏の許可がなければ領国内で兵糧を移動させることができないことを示す。

これは、最有力の一家衆である北条氏照の証言によっても裏づけられる。すなわち、(天正十二年カ)十一月廿九日付毛利安芸入道(北条高広)充て北条氏照書状において、氏照は西上州の「兵糧留」と分国中の「十疋之御過書」(伝馬十疋分の伝馬手形か)については、「大途之御印判」||北条家朱印状が出されなければ我々の文書では役に立たないと述べており、大名当主による兵糧移動の制御・統制が明らかである。戦時において必要に応じて迅速に兵糧を運送する体制が、こうした制御・統制からたしかに構築されていたと思われる。⁽⁵⁸⁾

以上、北条氏においてもモノとしての兵糧が、戦争のなかに確固たる位置づけをされていることが、大規模な搬入作戦、その前提としての移動制御・統制などから明らかであると考える。ただ、北条氏の場合、武田氏における【史料一・二】から知られるような兵糧運送役は見出せなかったが、何らかの役賦課体制によつてこそ、右にみたような事例は実現が可能になるであろう。⁽⁵⁹⁾

旧稿で戦国大名による兵糧の調達を検討した際に、それは多様なあり方が併存し、いわゆる兵糧自弁のようなこともあれば、組織的に搬送・給付することもあったという指摘をした⁽⁶⁰⁾。これは、戦国大名の軍隊が兵糧自弁であるとの説に⁽⁶¹⁾、部分的な疑問を提示したものであったが、そもそも「腰兵糧」など、戦国大名の軍隊が兵糧自弁であることを示しているような史料でも、それらを大名がわざわざ指示する意味を考えなければなるまい。つまり、自弁であるにせよ

そうでないにせよ、戦時における兵糧のあり方を管理・指示しているところが重要だということである。また、先に見た◎に関わる北条氏繁書状では、上杉方の兵糧搬入を妨害したのち「作毛」の「扨捨」、「作」の「振捨」を行ったことが述べられている。これはいわゆる「作難」とみてよからう。これは、敵の兵糧搬入妨害を補完する作戦とみなされる。さらに、これも先に【史料四】に関わつて見たように、「敵之兵糧」を刈り取つて(「作難」一宮へ「籠置」くことが行われ、大規模な兵糧搬入を補完する敵地での調達とみなされる。「作難」の対象を捨てるか味方の兵糧とするかの違いはあるが、敵方の兵糧を断つ作戦の一環であることは確かである。この点、山本浩樹氏が西国の事例で兵糧攻めとして位置づけており、旧稿では兵糧攻めであるとともに、兵糧調達でもある場合があることを指摘した⁽⁶⁴⁾。ここで注意しておきたいのは、目的がいずれであっても、他の兵糧に関する作戦と一体のものとして、これらの「作難」は行われていることである。すなわち、逸脱した行動とも見られかねない「作難」も、兵糧に関する作戦として周到に企図されているのである。⁽⁶⁵⁾

以上、北条領国において、兵糧に関する大規模な作戦行動、移動制御・統制、管理・指示、周到な企図などを見てきたが、これらはまさに広く東国で見てきたモノとしての兵糧の深化を裏づけるものであるといえよう。

さて、ここまでは、モノとしての兵糧を検討してきた。ではカネ

としての兵糧については、さらにどのようなことがいえるか。事例がたいへん少なかったので、北条領国の事例を加えて考えてみよう。先に見た⑤利殖手段である「兵糧貸し」の事例は北条領国では多く見られ、⑥蔵に備蓄されている兵糧が扶持米として放出されることに関しても北条領国で確認できる。だが、ここでは北条領国における次のような事例に、とくに注目したい。

【史料六】

江嶋岩本坊より雇之人馬之事、弁才天ニ永代寄進申候、就其ニ、已祝儀而、兵糧六十五俵請取申所実正也、⁶⁷

【史料七】

拙者私領大窪分之内八貫百文之所、(中略)無年貢、永代売渡申候、(中略)然者右之替代、如大法六増倍之積、兵糧雖百六拾式俵候、江雪斎御指引ニ付而、式貫式百五十文之兵糧指置、残所無未進請取申者也、⁶⁸

【史料六】は岩本坊に賦課する夫役を、蜷川帯刀左衛門尉が弁才天への寄進というかたちで免除したものとみられるが、その「祝儀」として「兵糧」六五俵を受けとっている。いわゆる「売寄進」のひとつの型であり、それ自体注目されるが、ここでは「兵糧」六五俵が、夫役賦課権を実質売り渡した代価そのものであることに、より注目したい。【史料七】は朝倉政元が私領の一部を伝肇寺に永代売りしたものであるが、ここで現れている「兵糧」は、本来の値とされた「兵糧」百六十二俵にしても、「指置」かれた二貫二百五

十文相当の「兵糧」にしても、明らかにその永代売りにおける代価である。

このほかにも、旧稿で掲げた天正十六年霜月十五日付肥田備中守充て蔭山氏広判物⁶⁹では屋敷売却の代価として、前稿で掲げた年月未詳七日付等の一連のものと考えられる酒井政辰書状⁷⁰では、品川において木綿を手に入れる代価として、それぞれ「兵糧」が現れている。

以上見た事例は、明らかにカネとしての兵糧の事例であるが、まさに売買におけるただの代価として現れているのであって、これが「兵糧」と称される必然性は、一見してまったくない。こうした事例は、戦時において消費される食糧とはひとまず乖離していることからいって、カネとしての兵糧の徹底といえようか。先に見たモノとしての兵糧の深化とともに、一方でカネとしての兵糧の徹底がみられることは、たいへん興味深い。

こうした事象と関わると思われるのは、納入する現物について、それを「兵糧」と称している事例である。たとえば、前稿で掲げた(元亀元年)正月十一日付井草百姓中充て行憲判物写⁷¹にみえる「兵糧」は、「納所」の内訳として現れており、内容は明らかに現物としての「粃」であった。また、天正七年七月五日付築田家朱印状⁷²では、領主への年貢納法として、「代物」であっても「兵糧」であっても「郷中」の升を用いて換算して納めるようにと述べており、「兵糧」は明らかに年貢現物である。これらも、領主の蔵へ貯蔵されれば、戦時に備えた「兵糧」ということになるのではあるが、

それぞれにおける用法は、ひとまずは納入される現物以上の意味はない。ただ、現物なのである。

かつて旧稿では、「兵糧」と称することによる行為正当性¹¹「兵糧」という正当性¹²の社会への浸透、普遍化の道筋を想定し、その過程に先にも示した蔭山氏広判物などがあり、「兵糧」重視の意識から、あえて「兵糧」と称すると考えた¹³。だが、こうしたただの代価、ただの現物の事例の多くからは、すでに「兵糧」が日常に定着してきているありさまもうかがえる。旧稿ではこうした「兵糧」という正当性¹⁴の社会への浸透、普遍化、「兵糧」の日常への定着は、戦争のなかからとのみ推定した。戦国における臨戦態勢の恒常化がもっとも直接的な契機であったことはたしかであろう。ただ、第一章でみたように、中世を通じ、戦時を契機として在地の富を「兵糧」として吸収するあり方が、平時に定着するしくみは進行するのであり、この中世を通じての点と、戦国に急速に進行する点の双方を見すえておく必要がある。

以上のように、北条領国では「兵糧」の日常化への道筋とともに、カネとしての兵糧が徹底していく事象がみられるのである。ただ、これは今のところ北条領国でしか確認できておらず、北条領国のみの特殊事例なのか、だとすればそれはどのような要因によるのかが課題として残る。

おわりに

もはやまとめる紙数も尽きた。二、三の点を指摘してむすびにかけたい。前稿では、戦国はカネ・モノとしての兵糧の錯綜が進むことを強調したが、本稿では、モノとしての兵糧の深化、カネとしての兵糧の徹底がみられた。すなわち、錯綜とともに、それぞれの深化・徹底もみられるのである。これをどう総合的に捉えるかが課題となろう。また、モノとしての兵糧の深化にみられた、戦国における兵糧の戦争への組み込まれかたは、明らかに前代のあり方とは異なるものであった。兵糧からみた戦争の変化が他の側面からいえるのが課題となろう。さらにこれらの課題は東国固有のものなのか、一般化されるものなのかも追究しなければならない。

註

- (1) 久保「戦国時代の戦争経済と収取」〔歴史学研究〕七五五号、二〇〇一年。なお、これは同年五月二七日に行われた歴史学研究会大会中世史部会報告を活字化したものである)、同「戦国時代の戦争経済と支出」〔早稲田大学大学院文学研究科紀要〕四八、二〇〇三年)。以下、前者を久保A論文、後者を久保B論文とする。
- (2) 久保「兵糧からみた戦争・戦場」(小林一岳・則竹雄一編「戦争I」、青木書店、二〇〇四年、所収)。以下、久保C論文とする。
- (3) 久保「戦争経済と兵糧・軍隊」(池享編「室町戦国期の社会構造」、吉川弘文館、二〇一〇年、所収)。以下、久保D論文とする。なお、本文中で

は本論文を前稿、他の拙稿は旧稿と称する。

(4) 熟さない表現ではあるが、制度や仕組みとして意識的に位置づけられていれば、古文書のうえで調達・運送・売買などが明示されることになるとの予測による。

(5) 「九条家文書」〔新潟県史〕資料編5中世三、三八八六号文書。

(6) 小林「南北朝の「戦争」と安全保障」(小林「日本中世の一揆と戦争」、校倉書房、二〇〇一年、所収)。

(7) 小林注(6) 論文、高橋「武家政権と戦争・軍役」(高橋『鎌倉幕府軍制と御家人制』、吉川弘文館、二〇〇八年、所収)。

(8) 久保D論文。

(9) 「蠹簡集残編所収松井利兵衛所蔵文書」〔静岡県史〕資料編6中世二、二〇三号文書、なお、以下「静」6―二〇三のように略す)。

(10) 「蠹簡集残編所収松井利兵衛所蔵文書」〔静〕6―二〇四)。

(11) 「武蔵高幡山金剛寺不動明王像内文書」〔南北朝遺文 関東編〕九八一号文書、なお、以下「南北朝」九八一のように略す)。

(12) 「松平基則氏所蔵結城文書」〔南北朝〕一〇八六)。

(13) 「国立国会図書館所蔵有造館本結城古文書写」〔南北朝〕一一〇五)。

(14) 「水戸彰考館所蔵諸家文書纂六十四所収諸家文書」〔南北朝〕一二七九)。

(15) 「相楽文書」〔茨城県史料〕中世編V、四九〇頁)。

(16) 「阿蘇文書」〔神奈川県史〕資料編3古代・中世3上、三五七三号文書)。

(17) 「関城書并裏書所収文書」〔南北朝〕一三五九)。

(18) 「白河結城家文書」〔南北朝〕一四一〇)。

(19) 「白河結城家文書」〔南北朝〕一四一四)。

(20) 「国立国会図書館所蔵有造館本結城古文書写」〔南北朝〕一四三九)。

(21) 「松平基則氏所蔵文書」〔栃木県史〕史料編・中世二、一六一頁)。

(22) 「桜井市作氏所蔵色部文書」〔南北朝〕二七六)。

(23) 「三浦和田黒川氏文書」〔新潟県史〕資料編4中世二、一三四八号文書)。

(24) 「安得虎子五」〔北区史〕資料編古代中世1、一二六号文書、なお、以下

「北」一二六のように略す)。

(25) 「鹿王院文書」〔北〕一七六)。

(26) 「足利家御内書案」〔北〕一七七)。

(27) 「足利家御内書案」〔北〕一七八)。

(28) 「足利家御内書案」〔北〕一七九)。

(29) 「足利家御内書案」〔新編埼玉県史〕資料編5中世1古文書1、九三六号文書)。

(30) 「足利家御内書案」〔新編埼玉県史〕資料編5中世1古文書1、九三八号文書)。

(31) 「尊経閣古文書纂所収宝菩提院文書」〔静〕6―二五二)。

(32) 「北区史」資料編古代中世1の同文書解説による)。

(33) 川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ』(講談社選書メチエ、一九九六年、同『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)。

(34) 小林注(6) 論文)。

(35) ただ、先に掲げた⑩(興国四年)五月六日付結城修理権大夫(親朝)充て範忠書状に見える「地下用意之兵糧」は、「地下」や「用意」の具体的な

内容を含め、計画的・作戦的なものであったか否か、興味深いところである)。

(36) 久保D論文)。

(37) 「秋田藩家蔵文書七」〔茨城県史料〕中世編IV、一三〇頁)。

(38) 「東京国立博物館所蔵駒井治左衛門文書所収文書」〔山梨県史〕資料編5中世2上、一〇二七号文書、なお、以下「山」5―一〇二七のように略す)。

(39) 「志賀榎太郎氏所蔵文書」〔群馬県史〕資料編7中世3、二七六五号文書)。

(40) 「歴代古案」〔群馬県史〕資料編7中世3、二八六五号文書)。

(41) 「常安寺文書」〔山〕5―一五三)。

(42) ⑩については、全体として戦時・平時入り混じった規定なのだが、武器や着替えの衣装とともに兵糧を運ぶ事態、またそれ以外の無用の荷物が問題となる事態は、戦時以外には考えられまい。また、⑬については、戦争

は起きていないが、「来春之備」とあり、近い将来の戦争に備えるためとみなせるので、戦争に関わるものとしてよからう。

- (43) 「葛田昌也家文書」〔千葉県の歴史〕資料編中世3、七七六頁。
(44) 久保A論文。
(45) 「矢沢家文書」〔山〕5—1—五九〇。
(46) 「武州文書所収豊島郡千駄木御林蹟地民所蔵文書」〔山〕5—九—一一。
(47) 「西光寺文書」〔山〕5—1—五七二。
(48) これらの史料については、久保C論文でも触れ、兵糧調達の見点から、「兵糧を組織的に搬送する仕組みが相当程度整えられていた」と評価した。本稿では、モノとしての兵糧と戦争との関わりの見点から、以下述べるように、より踏みこんだ評価となった。
(49) 「並木淳氏所蔵文書」〔戦国遺文 後北条氏編〕一七〇二号文書、なお以下「戦】一七〇二のように略す。
(50) この史料およびこの論点については、久保C論文で言及した。
(51) 久保C論文。なお、この論点における兵糧に関する研究についても、同論文を参照されたい。
(52) 「矢部文書」〔戦】一一四六。
(53) 「伊藤賢之丞氏所蔵文書」〔戦】一八〇〇。
(54) 「相州文書所収足柄下郡音曲舞大夫所蔵文書」〔戦】一七九九。
(55) 「清水宏之氏所蔵文書」〔戦】一八〇一。
(56) 「静嘉堂本集古文書7」〔戦】二六八二。
(57) 「楓軒文書纂六十六」〔戦】二七四二。
(58) ただし、こうした大名による兵糧の移動・流通統制は、大きな限界を有するものであったことについては、久保C論文を参照。
(59) この点、則竹雄一氏からは北条氏においては陣夫役がそれにあたるのではないかとのご教示を受けた。後考を期したい。
(60) 久保C論文。
(61) 高木昭作「公儀」権力の確立」〔講座日本近世史二 幕藩制国家の成立〕、

有斐閣、一九八一年、所収、のち高木「日本近世国家史の研究」、岩波書店、一九九〇年、所収。

- (62) (永禄七年) 正月四日付秩父・西原充て北条氏康書状〔西原文書〕、「戦】八三二)。
(63) 山本①「放火・稲薙・麦薙と戦国社会」〔日本歴史〕五二一、一九九一年)、②「戦国大名領国」境目」地域における合戦と民衆」〔年報中世史研究〕一九、一九九四年)。
(64) 久保C論文。
(65) この点、山本注(63)①論文では、稲薙・麦薙は作薙を、敵方の生活基盤を殲滅することに向かう戦国合戦のあり方と関わらせて論じている。
(66) これらは、久保A論文を参照。
(67) 天正三年霜月十四日付岩本坊充て蜷川帯刀左衛門尉証文〔岩本院文書〕、「戦】一八一三)。
(68) (天正十五年) 六月二日付伝肇寺充て朝倉政元証文写〔相州文書所収足柄下郡伝肇寺文書〕、「戦】三二一〇)。
(69) 「雲頂庵文書」〔戦】三三九〇)。
(70) いずれも「鶴沢文書」〔戦】四一三二、四一三三、四一三五、四一三六)。
(71) 「武州文書所収比企郡助太郎所蔵文書」〔戦】一三七五)。
(72) 「武州文書所収葛飾郡孫六所蔵文書」〔戦】二〇八九)。一部写真版により校訂し、読点の位置も付け替えた。
(73) 久保B論文。
【追記】本稿は、平成二二年度早稲田大学特定課題研究助成費B(研究課題名「中世兵糧の基礎的研究」、課題番号2010B-036)、および平成二三(二五年度科学研究費補助金基盤研究(C)(研究課題名「中世兵糧の基礎的研究」、課題番号23520836)による成果の一部である。